

## 千曲市学校給食費徴収に関する規則の一部改正について

## 第1学校給食センター

千曲市学校給食費徴収に関する規則（令和2年千曲市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は千曲市学校給食センター（以下「給食センター」という。）職員」を削る。

第3条第1項の表中

「

|          |      |        |           |
|----------|------|--------|-----------|
| 小学校教職員   | 295円 | 5,900円 | 5月から翌2月まで |
| 中学校教職員   | 335円 | 6,700円 | 5月から翌2月まで |
| 給食センター職員 | 335円 | 6,500円 | 5月から翌3月まで |

」

を

「

|        |      |  |           |
|--------|------|--|-----------|
| 小学校教職員 | 295円 |  | 5月から翌3月まで |
| 中学校教職員 | 335円 |  | 5月から翌3月まで |

」

に

改め、同条第2項中「前項に定める日額」を「前項の表に定める日額」に、「前項に定める月額」を「同表に定める月額」に、「月毎」を「月ごと」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、教職員の給食費は、同表に定める日額にその月の給食受給日数を乗じた額を翌月（3月にあつては当月）に徴収するものとする。

第3条第3項中「第2項」を「前項」に改め、同項ただし書中「給食センターを」を削る。

第4条第1項中「、生徒、教職員又は給食センター職員」を「又は生徒」に改める。

第5条中「給食費の納入」を「給食費」に、「納付書」を「若しくは納付書」に、「又は千曲市児童手当事務取扱規則」を「千曲市児童手当事務取扱規則」に改め、「児童手当」の次に「若しくは千曲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成15年教育委員会告示第10号）第2条の規定による支給対象経費」を、「徴収」の次に「又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条に規定する代理納付」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月24日 提出  
千曲市教育長 小松 信美

## 条例、規則等制定提案理由書

|  |   |
|--|---|
| 条例、規則等の名称  | 千曲市学校給食費徴収に関する規則  |
| 制定区分<br>(該当字句を<br>○で囲む)  | 新 規      一部改正      全部改正   |
| 制定する根拠<br>及びその内容<br>(法令、準則等<br>の名称)  | 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費（以下「給食費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定める |
| <p><u>提案理由</u></p> <p>1.給食費の納入について納入方法の追加<br/>児童手当に加え、千曲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成15年教育委員会告示第10号）第2条の規定による就学援助の支給対象経費からの徴収を追加する。</p> <p>2.学校給食提供の範囲外の給食センター職員についての記載を削除<br/>学校給食法第3条の規定により学校給食の範囲は義務教育諸学校において児童生徒に実施される給食とされている。<br/>給食センター職員に対し、食物アレルギー疾患等の理由による主食又は牛乳の除去の対応を不要とするため、関係する記載を削除しこの規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。</p> |   |

千曲市学校給食費徴収に関する規則（令和2年千曲市教育委員会規則第3号）新旧対照表

| 現行   |            |      |               |           | 改正後  |            |      |        |           |
|--|------------|------|---------------|-----------|--|------------|------|--------|-----------|
| (給食費の負担)   |            |      |               |           | (給食費の負担)   |            |      |        |           |
| 第2条 給食費は、市立の小・中学校（以下「学校」という。）の児童又は生徒の保護者が負担し、学校の教職員又は千曲市学校給食センター（以下「給食センター」という。）職員 <del>の</del> 給食費は、当該職員が負担するものとする。 |            |      |               |           | 第2条 給食費は、市立の小・中学校（以下「学校」という。）の児童又は生徒の保護者が負担し、学校の教職員_____の給食費は、当該職員が負担するものとする。  |            |      |        |           |
| (給食費の金額等)  |            |      |               |           | (給食費の金額等)  |            |      |        |           |
| 第3条 給食費の1食当りの額（以下「日額」という。）、1月当りの額（以下「月額」という。）及び徴収月は、区分に応じ次のとおりとする。   |            |      |               |           | 第3条 給食費の1食当りの額（以下「日額」という。）、1月当りの額（以下「月額」という。）及び徴収月は、区分に応じ次のとおりとする。   |            |      |        |           |
| 区分   |            | 日額   | 月額            | 徴収月       | 区分   |            | 日額   | 月額     | 徴収月       |
| 小学校児童  | 低学年（1～3年生） | 280円 | 5,200円        | 5月から翌3月まで | 小学校児童  | 低学年（1～3年生） | 280円 | 5,200円 | 5月から翌3月まで |
|  | 高学年（4～6年生） | 295円 | 5,400円        | 5月から翌3月まで |  | 高学年（4～6年生） | 295円 | 5,400円 | 5月から翌3月まで |
| 中学校生徒  |            | 335円 | 6,200円        | 5月から翌3月まで | 中学校生徒  |            | 335円 | 6,200円 | 5月から翌3月まで |
| 小学校教職員   |            | 295円 | <u>5,900円</u> | 5月から翌2月まで | 小学校教職員   |            | 295円 | _____  | 5月から翌3月まで |
| 中学校教職員   |            | 335円 | <u>6,700円</u> | 5月から翌2月まで | 中学校教職員   |            | 335円 | _____  | 5月から翌3月まで |
| 給食センター職員   |            | 335円 | <u>6,500円</u> | 5月から翌3月まで | 給食センター職員   |            | 335円 | _____  | 5月から翌3月まで |
| 2 給食費の年額は、前項に定める日額_____に給食受給日数を乗じた額とし、市長は、前項に定める月額を区分に応じ、月毎_____に徴収するものとする。_____                                     |            |      |               |           | 2 給食費の年額は、前項の表に定める日額に給食受給日数を乗じた額とし、市長は、同表に定める月額を区分に応じ、月ごとに徴収するものとする。ただし、教職員の給食費は、同表に定める日額にその月の給食受給日数を乗じた額を翌月（3月にあつては当月）に徴収するものとする。 |            |      |        |           |
| 3 給食費の精算は、徴収の最終月とし、第2項に定めた年額から精算する月の前月までの徴収額の合計を差し引いた額を精算額とする。ただし、年度途中で学校を転出又は給食センターを退職した者は、当該転出又は退職時とする。            |            |      |               |           | 3 給食費の精算は、徴収の最終月とし、前項_____に定めた年額から精算する月の前月までの徴収額の合計を差し引いた額を精算額とする。ただし、年度途中で学校を転出又は_____退職した者は、当該転出又は退職時とする。                        |            |      |        |           |
| (給食費の減額又は還付)   |            |      |               |           | (給食費の減額又は還付)   |            |      |        |           |
| 第4条 市長は、学校の児童、生徒、教職員又は給食センター職員が次の各号のい  |            |      |               |           | 第4条 市長は、学校の児童又は生徒_____が次の各号のい  |            |      |        |           |

いずれかに該当する場合は、給食費を減額又は還付することができる。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(給食費の納入)

第5条 給食費の納入は、口座振替、納付書 \_\_\_\_\_ による納入又は千曲市児童手当事務取扱規則（平成24年千曲市規則第28号）第28条の規定による児童手当 \_\_\_\_\_ からの徴収 \_\_\_\_\_ のいずれかによるものとする。

いずれかに該当する場合は、給食費を減額又は還付することができる。

(1)～(5) (略)

2・3 (略)

(給食費の納入)

第5条 給食費 \_\_\_\_\_ は、口座振替若しくは納付書による納入、千曲市児童手当事務取扱規則（平成24年千曲市規則第28号）第28条の規定による児童手当若しくは千曲市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成15年教育委員会告示第10号）第2条の規定による支給対象経費からの徴収又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第37条の2及び生活保護法施行令（昭和25年政令第148号）第3条に規定する代理納付のいずれかによるものとする。